

2023年4月13日
三井住友海上火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 平素より弊社業務につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、2020年4月より、団体総合生活補償保険や学生・こども総合保険の疾病補償(基本)特約等、疾病により入院された場合に保険金をお支払いする特約において、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により臨時施設または自宅にて療養をされた場合(以下、「宿泊・自宅療養」といいます)は、約款上の「入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別取扱(以下、「みなし入院」といいます)を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、政府から2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「五類感染症」とするとの見解が示されております。新型コロナウイルス感染症が予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合は、入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、同日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。また、疾病により入院された場合に保険金をお支払いする特約においては、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、引き続き入院保険金等のお支払い対象となります。

また、GKケガの保険や団体総合生活補償保険、学生・こども総合保険等の特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等、特定の感染症に感染された場合に後遺障害保険金・入院保険金または通院保険金等を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症は、予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合は、当社約款に定める「特定感染症」の定義に該当しなくなることから補償対象外となります。

詳細は以下をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

診断日		2022年9月25日以前	2022年9月26日から 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合（約款における取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別な取扱い）	重症化リスクの高い方※	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」になります。

2. 「みなし入院」のお取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

入院保険金は、「①自宅等での療養が困難」「②病院または診療所に入ること」「③常に医師の管理下において治療に専念すること」の3条件を全て満たすことによってお支払いすることとしております。

※約款上の「入院」の定義

用語	説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、臨時施設や自宅での療養が行われることになりました。臨時施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

その後、軽症・無症状の方の割合が高まる状況となり、更に政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届出の対象について、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったことを受けて、同日以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象を1. のとおりとしております。

今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づけることとなっております。

「五類感染症」への位置づけ変更に伴い、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

3. 「五類感染症」への位置づけ変更による主な商品の補償内容への影響

種類	主な商品	「五類感染症」への位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症の取扱い
個人向け商品	団体総合生活補償保険	特定感染症危険補償特約・特定感染症対応費用補償特約では、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となります。
	学生・子ども総合保険	
	GK ケガの保険	
企業向け商品	ビジネスJネクスト	
個人向け商品	海外旅行保険	新型コロナウイルス感染症は、引き続き「疾病」・「病気」として補償対象です。海外旅行保険、ネット de 保険@とらべるおよび学校旅行総合保険では、旅行期間終了から死亡・治療開始までの期間が緩和される感染症には該当しなくなります。
	ネット de 保険@とらべる	
	学校旅行総合保険	
	団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)	
	学生・子ども総合保険	
	所得補償保険	
企業向け商品	長期収入ガード (団体長期障害所得補償保険)	
	ビジネスJネクスト (疾病補償特約)	
企業向け商品	労働災害総合保険	
企業向け商品	ビジネスキーパー	保険金のお支払いの条件としている「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置」が適用されず、原則として補償対象外となります。ただし、自治体によって「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置」を適用する条例が制定された場合等は補償対象となる可能性があります。
	プロパティ・マスター	
	ビジネスプロテクター	
	生産物賠償責任保険	
	旅館賠償責任保険	
	店舗賠償責任保険	
事業財産総合保険		

4. ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

以上